

校本『乾象新書』と『乾象通鑑』に於ける『漢書』の引用

田 中 良 明

緒言

すでに先稿⁽¹⁾に觸れてきたように、北宋仁宋朝景祐元年（一〇三四）に楊惟徳等によって『乾象新書』が編纂され、南宋高宗建炎元年（一一二七）より紹興元年（一一三一）にかけて李季による『乾象通鑑』の編纂と上疏及び高宗による行在太史局に於ける參用を命じる下詔が行われている。この約一百年を隔した兩書の關係についても、先稿に觸れてきたように早に孫星衍が、

此の書の次序體例、之を『玉海』載す所の『景祐乾象新書』御製序に按ずるに、大概相同じ。『乾象新書』は楊惟徳等の撰する所爲り。李季は蓋し増損し以て己の書と爲せしならん。⁽²⁾

と、『玉海』卷三所引の御製序に據つて『景祐乾象新書』と『乾象通鑑』の類似性を指摘するが、正しく李季の上

是に於て經籍諸家の善に據り、古備已驗の變に考へ、復た『景祐新書』の海上の秘法たるを以て參列して之を次第し、著して書を成すを爲すこと凡そ一百卷、之に目して『乾象通鑑』と曰ふ^(三)。

と有り、『乾象新書』を基に經籍や諸家の占書を參看して増益が行われた事が知れ、殘存する『乾象新書』十二卷の記述は大概『乾象通鑑』に見ることが出来る。

但し、『乾象新書』と『乾象通鑑』の重複箇所には多少の差異が見られる。これらは、『乾象新書』の編纂から『乾象通鑑』の編纂までに約一百年の間の傳寫を經ての結果とも、また現存するテキストが銜名を添えた北宋抄本である『乾象新書』と明抄本である『乾象通鑑』とのテキストの性質上の差から見られる當然の現象とも考えられよう。しかし現存する『乾象新書』に添えられた銜名が元豐元年（一〇七八）十二月のものである事が、兩書の關係を安易に看過せしめない。それは、『宋會要輯稿』に、

元豐元年十二月二十三日、提舉司天監言す所に、「先に旨を被り、應ふるに館閣藏する所及び私家に有する所の陰陽の書、並びに本を録し校定し、庫に置き收掌せり。今編じて七百一十九卷を成し、乞ふらくは殿に上り進呈せんことを。」と。之に従ふ^(五)。

と有り、『乾象新書』に添えられた銜名と同時期に陰陽の書の校録が行われているためである。ここに言う「陰陽の書」に天文占候書が含まれる事は、言上者が提舉司天監である事から充分に考え得ることであり、尚且つ『乾象新書』に添えられた銜名も、列擧された十人中提舉司天監公事陳襄を除く九人が「校定」を冠して記されている事からも、現存の『乾象新書』は景祐編纂時のテキストではなく、元豐の校定を經たテキストであると考へるべきとなる。そうであれば、景祐編纂時の『乾象新書』と元豐校定後の『乾象新書』との間には幾程の差異が有ると考

えるべきか。あるいは、李季が『乾象通鑑』編纂に用いた『乾象新書』はどちらの系統の物であったのか。『乾象新書』と『乾象通鑑』の差異を考えるには、これらの事情も踏まえないければなるまい。

また當然ながら『乾象通鑑』には『乾象新書』と重複しない、つまり李季によって増益された箇所も見られる。本稿は、これら『乾象新書』と『乾象通鑑』との重複箇所及び『乾象通鑑』の増益箇所の内、他書に類似の記述が認められる例を検討することによって、『乾象新書』や『乾象通鑑』の編纂時に於ける資料の用いられ方や、『乾象新書』を基に『乾象通鑑』が編纂される際の増益以外の、つまり重複箇所に於ける改訂の有無、もしくは『乾象通鑑』が用いた『乾象新書』と現存する『乾象新書』との間に差異が存在する事を明らかにする事によって、元豊校定の實態を垣間見んと試みるものである。

なお、『乾象新書』現存十二巻とはいえ、その文量は多きに及ぶため、本稿ではその検討の対象箇所は太陽占を中心とし、類似の記述が認められる他書についても、『漢書』を中心に検討を行うものとする。

一、『漢書』に類似の文が見られる例

本節では先ず『乾象新書』と『乾象通鑑』の重複箇所の内、『漢書』に類似の記述が認められる箇所を見ていく。なお、異同を確認するという検討の性質上、訓讀は省略する（次節以下も同じ）。

『乾象新書』巻三、日旁瑞氣占

漢文帝元年五月八月十一月、日並再中。漢辛桓平上言、「臣候日再中。」頃克復中。乃更以十七年爲元年。

『乾象通鑑』巻三、日旁瑞氣、日再中

漢文帝元年五月八月十一月、日並再中。漢辛垣平上言、「臣候日再中。」頃之卻復中。乃更以十七年爲元年。兩者で「桓」「垣」の字を異にするが、宋欽宗趙桓への避諱であり『乾象新書』のテキストが北宋抄本であることの一證である。^(七)この故事は『史記』卷二十八、封禪書第六に、

趙人新垣平……平又言、「臣候日再中」。居頃之、日卻復中。於是始更以十七年爲元年、令天下大酺。と有り、『漢書』卷二十五上、郊祀志第五上に、

趙人新垣平……平又言、「臣候日再中」。居頃之、日卻復中。於是始更以十七年爲元年、令天下大酺。

と見える前漢文帝期に於ける新垣平の故事であることは紛れもないが、今、『乾象新書』と『乾象通鑑』共に「新」を「辛」に作るのは、『雲笈七籤』十三、道教靈驗記、嘉州東觀尹真人石函驗の條に、

嘉州東十餘里有東觀在羣山中。石壁四擁殿有石函、長三尺。其上鑿鳥獸花卉、文理纖妙、鄰於鬼工。緘鎖極固、泯然無毫縷之隙。相傳云、是尹喜真人石函也。真人昇天之時、以石函付門弟子、約之曰、「此函中有符籙、慎不可開、犯之必有大禍。」郡人遠近咸所敬之。大曆中、清河崔公爲太守、惟剛果自恃、聞有真人石函、笑謂官屬曰、

「辛垣平之詐見矣。」……。

と有るのに一致し、共に北宋初期の字作りを存したものと考へ得る。^(八)また、『史記』『漢書』共にこの「日再中」の上文に新垣平が望氣を以て言上し涇陽に五帝廟を造営させた事、「人主延壽」と刻まれた玉杯を献上させた事が記述されているが、『乾象新書』と『乾象通鑑』は天文書として當然ながらもその記事を載せず、尚且つ『史記』『漢書』と文の作りを異にしており、『乾象新書』と『乾象通鑑』は共に「五月八月十一月」と言うが、こうした文言は『史記』『漢書』に見ることはできない。本條に類似した文は『藝文類聚』卷一、天部上、日に、

漢書曰、文帝時、新垣平言、「臣候日再中。」居頃之、日却復中。乃更以十七年為元年。

と見え、また『開元占經』卷六、日再出再中にも、

京氏曰、日再中帝王翳。按『帝王郊祭志』、文帝時、新垣平上言曰、「日再中。」居頃之、日却復中。乃更以十七年為元年。

と『藝文類聚』に類似した引用を確認できるが、共に『乾象新書』や『乾象通鑑』に有る「五月八月十一月」を見ることはできない。文帝の改元が前十七年に在る事は『史記』『漢書』に見えることであり、この「日再中」はその前年、前十六年に起きた事と見なすべきであるが、何月に起きた事であるかは『史記』『漢書』からは確認し得ない。ただ『資治通鑑』は果たして卷十五に文帝前十六年の事として、

秋九月、新垣平使人持玉杯上書闕下獻之。……平又言、「臣候日再中。」居頃之、日卻復中。於是始更以十七年為元年、令天下大酺。

と、「日再中」を玉杯を献上した話と共に九月に置いている。この『資治通鑑』の説に據れば、「五月八月」は有り得ず、また文帝期は秦以來の十月歳首を踏襲するため「十一月」も有り得なくなる。そもそも、「五月八月十一月」はいずれも四時中正の月であり、この組み合わせに術數的な作為を看取することは妨げられまい。そのため本條の文言は、先ず『史記』『漢書』から直接掲出されたものではなく、既に類別されて文句を整理された類書から引用されたと見るべきであり、尚且つその類書は『藝文類聚』の如き廣範な對象を収めたものではなく、術數的な範囲に偏りながらも『開元占經』の如き由來の良いものでもなく、また引用する文言に術數的な作為を加えたものであったと類推する事ができよう。本條を見る限りに於いて、『乾象新書』はそうした性質の資料を用いて編纂されてお

り、元豊校定の折にもそれは改められる事が無く、『乾象通鑑』もまたそうした『乾象新書』の記述をほぼ改めることなく踏襲したことが理解し得よう。

『乾象新書』卷三、日夜出占

漢武帝建元三年夏、有物如日夜出。尋後、河水溢于平原、民大饑。

『乾象通鑑』卷三、日夜出

漢武帝建元二年夏、有物如日夜出。尋後、河水溢于平原、民大飢。

兩者で建元「三年」「二年」と異にするが、この故事は『漢書』卷六、武帝紀に、

(建元二年) 春二月丙戌朔、日有蝕之。夏四月戊申、有如日夜出。……三年春、河水溢于平原、大飢、人相食。と有るのに據れば、建元二年が正しい。『開元占經』卷六、日夜出に、

荆州占曰、日夜出、不出二年、天下有兵水。兵出在所見國。(按、『韋昭洞記』曰、「漢武三年四月、有物如日、夜出。三年春、河水溢于平原、大饑、人相食。閩越圍東甌、遣嚴助救之、閩越走。」)

と有り、『漢書』が「有如日」に作る句を「有物如日」に作る點も『乾象新書』と『乾象通鑑』に同じく、『乾象新書』編纂時には何かしらの天文類書から『韋昭洞記』に類似した文を引用し、前條同様に、元豊校定の折にもそれは改められる事が無かったが、『乾象通鑑』編纂時にはまた何かしらの書物（九）に據つて改められたと考える事もできよう。しかし、「二」と「三」の差異であれば誤寫の範疇と見ることも差し支え有るまい。（十）

以上の二例を見るに、『乾象新書』と『乾象通鑑』と共に編纂時には『漢書』を参照せず、『乾象新書』の元豊校定時にも同様に『漢書』を参照していないと見えるが、以下に示すように、一部の例外も認められる。

『乾象新書』卷四、日蝕京師見四方不見占（□は缺字^{千一}）

漢成帝永始元年九月丁巳晦、日有食之。□□□谷永以『京房易占』對曰、「元年九月日蝕、酒亡節之所致也。」

獨使京師知之、四國不見者、天戒若曰、沈涵于酒、君臣不別、禍在內也。」

『乾象通鑑』卷四

漢成帝永始元年九月丁巳晦、日有食之。『京房易傳』曰、「元年九月日蝕、酒亡節之所致也。獨使京師知之、四方不見者、天戒若曰、沈涵于酒、君臣不別、禍在內也。」

と有るのは、『京房易占』『京房易傳』・「四國」「四方」を異にする他、『乾象通鑑』には「谷永以」の三字が見られない。この故事は、『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下に、

永始元年九月丁巳晦、日有食之。谷永以『京房易占』對曰、「元年九月日蝕、酒亡節之所致也。獨使京師知之、

四國不見者、若曰、湛涵于酒、君臣不別、禍在內也。」

と有るのに由來する事は明らかであるから、『京房易占』『四國』と作り「谷永以」の三字を有する『乾象新書』の記述が正しい。「谷永以」の三字のみを見れば、單なる『乾象通鑑』の誤脱とも考え得るが、それでは『京房易占』『四國』を『京房易傳』『四方』に作る説明とはならない。本條には『乾象新書』と『乾象通鑑』と共に下記の一條が列なる。

『乾象新書』卷四

永始二年二月乙酉晦、日有食之。谷永以『京房易占』對曰、「今年二月日蝕、賦斂不得度、民愁怨之所致也。

所以使四方皆見、京師陰蔽者、天戒若曰、人君好治宮室、大營墳墓、賦斂茲重、而百姓屈竭。（師古曰、「茲、

益也。屈、盡也、音其勿反。禍在外也。」

『乾象通鑑』卷四

永始二年二月乙酉、日有食之。谷永以『京房易占』對曰、「今年二月日蝕、賦斂不得度、民愁怨之所致也。所以使四方皆見、京師不見陰蔽也。天戒若曰、人君好治宮室、大營墳塋、賦斂滋重、百姓匱竭。禍在外也。」

と見えるのは、前條に同じく『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下に、

永始二年二月乙酉晦、日有食之。谷永以『京房易占』對曰、「今年二月日食、賦斂不得度、民愁怨之所致也。

所以使四方皆見、京師陰蔽者、若曰、人君好治宮室、大營墳塋、賦斂茲重、而百姓屈竭、(師古曰、「茲、益也。

屈、盡也、音其勿反。)」禍在外也。」

と有るのに由來する事は明らかである(なお引用文中の丸括弧内は『乾象新書』『漢書』共に雙行注であることを示す。以下同じ)。「乾象新書」と『乾象通鑑』雙方に見られる「天戒」の二字こそ『漢書』に見られないが、他の文言の字作りは、前條同様に『乾象新書』と『漢書』とではほぼ一致している。「乾象通鑑」は前條と異なり『乾象新書』と同じく「谷永以」の三字を有しているものの、數句の字作りを異にし、また顏師古の注を引いていない點に『乾象新書』との大きな差を認められる。「漢書」以外の『乾象新書』と『乾象通鑑』の重複箇所例を見るに、『乾象新書』に見られる記述を『乾象通鑑』が省略させるとは考え難く、また顏師古の注の有無に限って『乾象通鑑』の他の箇所を見るに、例えば同じく卷四の「日蝕有二十四改」には、『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下に由來する『京房易傳』を引いて韋昭注等を含む顏師古注を引用しており、決して顏師古の注を略す體例ではない。今『乾象新書』の本條に、谷永の對策の末句「禍在外也」が雙行注として顏師古の注に含まれてしまっ

ているのを見るに、恐らくは、そもそも景祐編纂時の『乾象新書』の本條には顔師古の注が記されておらず、元豊校定時に『漢書』五行志を参照して顔師古の注を挿入する際、誤って本文末句も雙行注として抄寫され、『乾象通鑑』は元豊校定以前の『乾象新書』を参照したのではないだろうか。

更に顔師古の注に注目して『乾象新書』と『乾象通鑑』を對比すると、『乾象通鑑』には前述の通り顔師古の注を見ることができ、その『乾象新書』卷四「日蝕應驗占」と『乾象通鑑』卷五「日蝕應驗」に記される『漢書』五行志の所謂「春秋三十六日蝕」の内、『乾象新書』は「隱公三年」の日蝕の一條を除き全てに顔師古の注を記しているが、『乾象通鑑』は、「桓公三年」と「襄公十五年」の兩條にのみ顔師古の注を記すという大きな差異に気がされる。また例えば「昭公七年」の一條中に三書が、

『乾象新書』卷四、日蝕應驗占

傳曰、晉侯問於士文伯曰、「誰將當日蝕。」(顔師古曰、士文伯、晉大夫伯瑕。)對曰、「魯・衛惡之、衛大魯小。」

公曰、「何故。」對曰、「去衛地、如魯地、於是有災、其衛君乎。魯將上卿。」

『乾象通鑑』卷五、日蝕應驗

傳曰、晉侯問於士文伯曰、「誰將當日食。」對曰、「魯・衛惡之、衛大魯小。」公曰、「何故。」對曰、「去衛地、

如魯地、於是有災、魯實受之、其大咎其衛君乎。魯將上卿。」

『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下

傳曰、晉侯問於士文伯曰、「誰將當日食。」(師古曰、士文伯、晉大夫伯瑕。)對曰、「魯・衛惡之、衛大魯小。」

公曰、「何故。」對曰、「去衛地、如魯地、於是有災、其衛君乎。魯將上卿。」

と作れば、『乾象通鑑』は顔師古の注を略した様にも見えるが、『乾象通鑑』のみに見える「魯實受之、其大咎」は『左傳』昭公七年の當該記述に、

對曰、「去衛地、如魯地。於是**有災**、魯實受之、其大咎其衛君乎。魯將上卿。」

と有るのを補った句であり、『乾象通鑑』の本條が『漢書』から取られたものではない事、つまり『乾象通鑑』編纂の際に用いられた『乾象新書』が『漢書』以外から本條を引いた事を示しており、同時に『乾象新書』の元豊校定時に『漢書』が参照され顔師古の注が補われた形跡を見る事ができるのである。

『乾象新書』卷四「日蝕應驗占」と『乾象通鑑』卷五「日蝕應驗」に於けるこうした例は枚舉に暇無いが、例えば『漢書』と『乾象新書』が共に「宋殺世子」「楚世子商臣殺父」に作る「殺」を『乾象通鑑』が「弑」に作り、『漢書』と『乾象新書』が共に「臣弑從中成之形也」に作る「弑」を『乾象通鑑』が「殺」に作るなど、『乾象通鑑』には文義を理解して書いているとは思えない箇所が散見される。これらの例からも、『乾象新書』の景祐編纂時と元豊校定時、また『乾象通鑑』編纂時に於ける『漢書』参照の有無を見ることができよう。つまり『乾象新書』と元豊校定時には、『漢書』の他の箇所は兎も角、五行志は参照されたと考えるべきなのである。

二、『前漢紀』に近似の文が見られる例

前節に引き續き『乾象新書』と『乾象通鑑』の重複箇所の内、『漢書』に類似の記述が認められる箇所を見ていくが、節目に示した通り、『漢書』の記述と類似するものの、實はより近似した文章が『前漢紀』に見える例である。

『乾象新書』卷三、日無光占

漢成帝建始元年四月、黃霧四塞、終夜。著地如黃塵。上問群臣。諫議大夫楊興・博士駟勝等、以為「陰氣侵陽氣之象。高祖之約、非功臣不侯。今、太后諸弟皆以無功為侯、非高祖之約。故天為見異、以譴失行。」言者以為然。

『乾象通鑑』卷三、日有黃霧の同條は「著」を「着」に作る以外は同文。

この故事は『漢書』卷九十八、元后傳第六十八に、

(建始元年) 其夏、黃霧四塞終日。天子以問諫大夫楊興・博士駟勝等、對皆以為「陰盛侵陽之氣也。高祖之約也、非功臣不侯。今、太后諸弟皆以無功為侯、非高祖之約。外戚未曾有也、故天為見異。」言事者多以為然。

と見えるが、「四月」に當たる事は同卷十、成帝紀、建始元年に、

夏四月、黃霧四塞、博問公卿大夫、無有所諱。

と見える。本條に於いても『漢書』の記述と比較すると『乾象新書』と『乾象通鑑』の記述は内容の省略や語句の變更が認められ、『乾象新書』の編纂・改定及び『乾象通鑑』の編纂時に於いて『漢書』を參照し、『漢書』より引用し、『漢書』に據つた改定が行われたとは考え難い。また、本條に近似した文は、『前漢紀』卷第二十四、孝成帝一、建始元年に、

夏四月、黃霧四塞、終夜。下著地如黃土塵。上問群臣。諫議大夫楊興・博士駟勝等、以為「陰氣侵陽氣之象。

高祖之約、非有功不侯。今、太后諸弟皆以無功而侯、非高祖之約。故天為見異、以譴失行。」上以為然。鳳於
是乃懼……。

と有る。今傍線を附した箇所のみ『乾象新書』所引の文と異なるが、恐らくは『前漢紀』より引いた文書に『漢書』

元后傳の「言事者多以為然」を附して本條の文句を整えていたと考えられよう。前條までの例とは異なり、本條の様
 様に一定の長さを有する文章では、『漢書』に類似の記述が認められても、より近似する記述を『前漢紀』に認め
 られるものが數例見られる。

『乾象新書』卷三、日書昏占

漢昌邑王賀即位失德。大將軍霍光憂懣、恐及禍、以問大司農田延年、議欲廢王。延年曰、「伊尹廢太甲、以安
 宗廟、後世稱忠。將軍若如此、即漢之伊尹也。」光乃引延年為給事中、與車騎將軍張安世定謀。是時、天陰、
 晝夜不見日月、二十餘日。賀欲出、光祿大夫夏侯勝當車諫曰、「夫久陰不雨、下有謀上者。陛下出欲何之。」賀
 怒、縛勝以屬吏。光以為安世泄語、安世實不知。乃召問勝、「在洪範。皇之不極、厥罰常陰。即有下罰上。」光
 與安世大驚、由是重經術之士。

『乾象通鑑』卷三、日書昏同條は「懣」を「悶」に作る以外は同文。

この故事は『漢書』卷二十七下之上、五行志第七下之上に、

昭帝元平元年四月崩、亡嗣、立昌邑王賀。賀即位、天陰、晝夜不見日月。賀欲出、光祿大夫夏侯勝當車諫曰、
 「天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下欲何之。」賀怒、縛勝以屬吏。吏白大將軍霍光。光時與車騎將軍張安世謀
 欲廢賀。光讓安世以為泄語、安世實不泄。召問勝、勝上洪範五行傳曰、「皇之不極、厥罰常陰。時則有下人伐
 上。不敢察察言、故云臣下有謀。」光・安世讀之、大驚、以此益重經術士。

と見え、霍光の「憂懣」せし事や田延年の語は、『漢書』卷六十八、霍光傳に、

賀者、武帝孫、昌邑哀王子也。既至、即位、行淫亂。光憂懣、獨以問所親故吏大司農田延年。延年曰、「將軍

為國柱石、審此人不可、何不建白太后、更選賢而立之。」光曰、「今欲如是、於古嘗有此否。」延年曰、「伊尹相殷、廢太甲以安宗廟、後世稱其忠。將軍若能行此、亦漢之伊尹也。」光乃引延年給事中、陰與車騎將軍張安世圖計。

と見え、『漢書』卷七十五、夏侯勝傳にも、

會昭帝崩、昌邑王嗣立、數出。勝當乘輿前諫曰、「天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下出欲何之。」王怒、謂勝為厭言、縛以屬吏。吏白大將軍霍光、光不舉法。是時、光與車騎將軍張安世謀欲廢昌邑王。光讓安世以為泄語、安世實不言、乃召問勝、勝對言、「在洪範傳曰『皇之不極、厥罰常陰、時則下人有伐上者。』。惡察察言、故云臣下有謀。」光・安世大驚、以此益重經術士。

と見られるが、これらを折衷して本條が作られたと考えるよりは、『前漢紀』卷第十六、孝昭帝、元平元年に、賀即位、行淫亂。光憂懣、恐及禍、以問大司農田延年、議欲以廢王。延年曰、「伊尹廢太甲、以安殷宗廟、後世稱忠。將軍若如此、即漢之伊尹也。」光乃引延年為給事中、與車騎將軍張安世定謀。是時、天陰、晝夜不見日月、二十餘日。賀欲出、光祿大夫夏侯勝當軍諫曰、「天久陰不雨、臣下有謀上者。陛下出欲何之。」賀怒、縛勝以屬吏。光以為安世泄語、安世實不知。乃召問勝、勝曰、「在洪範。皇之不極、厥罰恆陰。即有下伐上。」光與安世大驚、由是重經術士。

と有るのをういたと考える方が妥當であろう。

『乾象新書』卷四、正旦日蝕占

漢惠帝七年正月辛丑朔、日有食之。是謂正朝、王者惡之。秋八月、帝崩于未央宮。太后哭而淚不下。侍中張辟

強謂陳平曰、「太后泣不下淚者、畏君等。危呂氏。宜請呂産・呂祿為將、監南北軍事、太后必喜、君等免禍。」平從之、太后果喜、而泣之淚下。

『乾象通鑑』卷四、正旦日蝕

漢惠帝七年正月辛酉朔、日有食之。是謂正朔、王者惡之。秋八月、帝崩于未央宮。太后哭而淚不下。侍中張辟彊謂陳平曰、「太后泣不下淚者、畏君將危呂氏。宜請呂産・呂祿監軍為將、監南北軍事、太后必喜、君等免禍。」平從。太后果喜、而泣之下淚。

と見えるのは、兩書で日蝕の起きた日の干支を「辛丑」「辛酉」と異にし、また「正朔」「正朔」の差異が有る。この故事について『漢書』の類似した記述を見れば、『漢書』卷二十七下之下、五行志第七下之下に、

惠帝七年正月辛丑朔、日有食之、在危十三度。谷永以為歲首正月朔日、是為三朝、尊者惡之。……至其八月、宮車晏駕。

と有り、張辟彊の事は、『漢書』卷九十七上、外戚傳第六十七上、高祖呂皇后傳に、

太后發喪、哭而泣不下。留侯子張辟彊為侍中、年十五、謂丞相陳平曰、「太后獨有帝、今哭而不悲、君知其解未。」陳平曰、「何解。」辟彊曰、「帝無壯子、太后畏君等。今請拜呂台・呂産為將、將兵居南北軍、及諸呂皆官、居中用事。如此則太后心安、君等幸脫禍矣。」丞相如辟彊計請之、太后說、其哭乃哀。

と有るが、呂後の「淚不下」に相當する記述は、『史記』卷九、呂太后本紀に、

七年秋八月戊寅、孝惠帝崩。發喪、太后哭、泣不下。留侯子張辟彊為侍中、年十五、謂丞相曰、「太后獨有孝惠、今崩、哭不悲、君知其解乎。」丞相曰、「何解。」辟彊曰、「帝母壯子、太后畏君等。君今請拜呂台・呂産・

呂祿為將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此則太后心安、君等幸得脫禍矣。」丞相迺如辟彊計。太后說、其哭迺哀。

と、『泣不下』に作るものの確認することができる。これもまた、これらを折衷して本條が作られたと考えるよりは、『前漢紀』巻第五、孝惠帝、七年に、

七年春正月辛酉朔、日有食之。是謂正朔、王者惡之。夏五月、日有食之。秋八月、帝崩于未央宮。太后哭而淚不下、侍中張辟彊者、張良子、年十五餘、謂陳平曰、「太后泣不下淚者、畏君等危呂氏。宜請呂彥・呂祿為將、監南北軍事。太后必喜、君等免禍。」平從之。太后果喜而泣之淚下。九月、皇帝葬于安陵。

と有れば、前條同様に『前漢紀』を用いたと考えるべきであろう。但し、前二條と異なるのは、『前漢紀』と『乾象通鑑』が日蝕の起きた日の干支を「辛酉」と作るのを『乾象新書』は「辛丑」に作り、『前漢紀』と『乾象通鑑』が「正朔」に作るのを『乾象新書』は「正朝」に作って差異を存する點である。これについても前節に述べた様に、『乾象新書』の元豊校定時に『漢書』五行志が参照されたと考えられよう。もともと「正朝」については、『漢書』五行志の谷永説の「歲首正月朔日、是為三朝」を無理解に約めたか、あるいは「正」と「三」を誤寫したのであるうが、^{千四}『前漢紀』の「辛酉」を『漢書』五行志に據って「辛丑」と改めた事は明らかと言えよう。^{千五}

本節に確認した様な例は、各條が『乾象新書』の編纂以前から天文類書等によって作られていたか否かは暫く措くが、『前漢紀』に由來する事は紛れもない。そうでありながら、一部の『漢書』五行志に類似の記述が見られる例については、『乾象新書』にのみそれを参照した形跡が認められる。この事は、現存の『乾象新書』が元豊の校定を経たテキストであり、『乾象通鑑』が参照した『乾象新書』が元豊校定以前のテキストであったことを物語つ

三、『漢書』天文志に類似の文が見られる例

前二節に確認した様に、『乾象新書』の元豐校定時には『漢書』五行志を参照した痕跡が見られる。但し前二節では検討の対象が太陽占のみであったために、必然的に『漢書』卷二十六、天文志に於ける五行志同様の状況の有無を確認する事ができなかった。そのため本節では、『乾象新書』と『乾象通鑑』の重複箇所の内、太陽占以外に於ける『漢書』天文志に類似の文章が見られる例を見ておきたい。

『乾象新書』卷十六、客星犯房宿占

漢武帝元光元年六月、客星見于房。占曰、「爲兵。」十一月、單于將十萬騎入武州、漢遣兵三十餘萬、以待之。

『乾象通鑑』卷三十四、客星犯房宿

漢武帝元光元年六月、客星于房。占曰、「爲兵。」十一月、單于將十萬騎入武州、漢遣兵三十餘人萬、以待之。

と有るのは、『漢書』天文志に、

元光元年六月、客星見于房。占曰、「爲兵起。」其二年十一月、單于將十萬騎入武州、漢遣兵三十餘萬以待之。

と類似の文章が見えるが、『乾象新書』と『乾象通鑑』共に「其二年」を落としており、共に『漢書』天文志を参照していないかに見えるが、

『乾象新書』卷四十四、彗星犯牽牛占

漢哀帝建平二年二月、彗星出牽牛七十餘日。傳曰、「彗所以除舊布新也。牽牛、日・月・五星所從起、歷數之

元、三正始。彗而出之、改更之象也。其出久者、為其事大也。」其六月甲子、夏賀良等建言當改元易號、增漏刻。詔書改建平二年為太初元年、號曰陳聖劉太平皇帝、刻漏以百二十為度。八月丁巳、悉復蠲除之。賀賀良及黨與皆伏誅流放。其後卒有王莽篡國之禍。

『乾象通鑑』卷四十四、彗星犯牽牛（□は缺字）

漢哀帝建平二年二月、彗星出牽牛七十日。傳曰、「彗星所以除舊實新也。牽牛乃日・月・五星所從起、歷數之元、三正始。彗而出之、改更之象也。乃牽牛出久者、為其事大也。」其六月甲子、夏賀良等建言當改元易號、增漏刻。詔書改建平二年為太初元年、號曰陳聖劉太平皇帝、刻漏以百二十□□。□月丁巳、悉復蠲除之。賀□□□□□□□□□□。□□□□有王莽篡國之禍。

と有るのは、『漢書』天文志に、

（哀帝建平）二年二月、彗星出牽牛七十餘日。傳曰、「彗所以除舊布新也。牽牛、日・月・五星所從起、歷數之元、三正之始。彗而出之、改更之象也。其出久者、為其事大也。」其六月甲子、夏賀良等建言當改元易號、增漏刻。詔書改建平二年為太初元年、號曰陳聖劉太平皇帝、刻漏以百二十為度。八月丁巳、悉復蠲除之、賀良及黨與皆伏誅流放。其後卒有王莽篡國之禍。

と有り、

『乾象新書』卷二十七、五星合聚占

漢高祖元年、五星聚于東井、以歷推之、從歲星也。（李奇曰、「歲星得其正度、其四星隨比常正行、故曰從也。」孟康曰、「歲星先至、先至為主也。」）此高皇帝受命之符也。故客謂張耳曰、「東井秦地、漢王入秦、五星從歲星

聚、當以義致天下。」秦王子嬰降於枳道、漢王以屬吏、寶器婦女亡所取、閉宮封門、還軍次于霸上、以候諸侯。與秦民約法三章、民亡不歸心者、此可謂能行義矣、天之所與也。五年、遂定天下、即帝位。此明歲星崇義、東井為秦之地明效也。

『乾象通鑑』卷九十六、五星合聚論

漢元年、五星合聚東井、以曆推之、從歲星也。此高祖受命之符也。故客謂張耳曰、「東井秦分、漢王入秦、五星從歲星合聚、當以義致天下。」秦王子嬰降於枳道、漢王以屬吏、寶器婦女無所取、閉宮封門、還軍次于霸上、以候諸侯。與民約法三章、民无不歸心者、可謂能行義矣、天之所予也。五年、遂定天下、即帝位。此明歲星崇義、東井為秦之明效也。

と有るのは、『漢書』天文志に、

漢元年十月、五星聚於東井、以曆推之、從歲星也。(李奇曰、「歲星得其正度、其四星隨比常正行、故曰從也。」) 孟康曰、「歲星先至、先至為主也。」此高皇帝受命之符也。故客謂張耳曰、「東井秦地、漢王入秦、五星從歲星聚、當以義取天下。」秦王子嬰降於枳道、漢王以屬吏、寶器婦女亡所取、閉宮封門、還軍次于霸上、以候諸侯。與秦民約法三章、民亡不歸心者、可謂能行義矣、天之所予也。五年遂定天下、即帝位。此明歲星之崇義、東井為秦之地明效也。

と見えれば、『乾象新書』の字作りには數句に涉つて『漢書』天文志との共通性を認めることができようし、前二節に確認した『漢書』五行志に類似の文章が見られた例と同様に、この共通性は『乾象新書』の元豐改定時に『漢書』天文志が参照され、『乾象通鑑』編纂時に用いられた『乾象新書』はその元豐改定以前の舊本であつた事を示

している。

現存する『乾象新書』の太陽占以外の箇所では、意外な程に『漢書』天文志に類似する文章が見られないため、例が少なくなったが、そもそも『乾象新書』に『漢書』天文志に類似する文章が少ないという事が、『乾象新書』の景祐編纂時には『漢書』が参照されなかった事の一證となろう。

結語

以上に述べた事を要約すれば以下の三點となる。

一、『乾象新書』の景祐編纂時には『漢書』を参照していない。

二、『乾象新書』の元豊改定時には『漢書』の天文・五行志を参照しているが、それ以外の箇所は参照していない。

三、『乾象通鑑』には『漢書』を参照した形跡が見えず、そのため『乾象通鑑』編纂時に用いられた『乾象新書』は、元豊改定以前の舊本である。

これらの結論が事實であれば、先ず景祐年間に仁宗の勅撰として編纂された『乾象新書』に於いて、その編纂には天文類書の類が用いられ、原書への確認などは行われていなかった事が知れる。それが何故元豊の改定時になったから實行されたのかを考えるに、そもそも『乾象新書』編纂時に於いて、校定に利用できる『漢書』が存在したのかとの問題が有る。『漢書』の校訂は宋初より重ねられてきたが、現行の『漢書』に繋がる所謂「景祐校本」が

上奏されるのは、『乾象新書』に御製序が記された景祐元年七月に遅れること一年餘、景祐二年九月の事である。千五
 その後、神宗朝となり熙寧二年（一〇六九）八月に『漢書』の校訂が行われているが、これは緒言に觸れた司天監による「先に旨を被り」し「陰陽の書」の校録作業完了の言上に先立つこと九年前の出来事である。恐らくは神宗朝初年に行われた『漢書』等の校訂作業の氣運の流れで、「陰陽の書」についても校録の命が下り、それに當たつて直近に校訂が済んでいた『漢書』が参照されたのであろう。但し、元豊校定時にさえ『漢書』の天文・五行志のみが参照され、『漢書』の他の箇所は参照されなかつた事實は、校定者の怠惰と見なすべきか、あるいは天文占書の校定というものが固よりそうした性質のものであつたのかは、なお他の天文占書を吟味していく必要がある。元豊改定時には『漢書』の一部が参照されたとはいへ、それは字句の訂正や顔師古の注の挿入程度に留まり、景祐本『乾象新書』への大がかりな増益や改訂は行われなかつたであらう事を示している。千七

また、現存の『乾象新書』に校定の形跡が見られる事實は、それに添えられた元豊の銜名が正しくこのテキストに附随したものであることを證明している。筆者は先稿に於いて『中華再造善本總目提要』の、

一、銜名葉に「元豊元年」と記されていても、それが「元豊元年」に記されたとは限らない。

二、よしんば銜名葉が「元豊元年」に記されたとしても、本文もそうとは限らない。

三、しかし、裝丁・字體・墨色・紙質等は宋代の物と認め得る。

といったことから本テキストを「宋寫本」と認める説を妥當なものとしたが、本稿に見てきたように、本テキストは、たとえ元豊校本その物ではなくとも、元豊校本を祖本とする北宋抄本であると、説を改めたい。

ところで天文占に於いては、古來『漢書』天文志と共に『晉書』天文志も重要視された。管見にして宋代以前に

於いて天文官が兩志を重視した記述を見ることはできないが、唐制を見本に築かれた古代日本の王朝下では、天平寶字元年（七六三）十一月癸未、陰陽寮の天文生に「天官書・漢晉天文志・三色簿讀・韓楊要書」の五書を課す詔が下されている（『續日本紀』）。恐らく唐の後期より宋朝にかけても、これらの書が比較的纏まりのある古典的天文占書として重要視されたことは想像に難くなく、宋に於ける事情は未詳だが、金に於いてさえ、占候天文科の「習ふ所の經書」として『晉書』天文志が擧げられている。^{千九}しかし、『乾象新書』と『乾象通鑑』の編纂・校定時に於いて『晉書』天文志が参照されたかと言えば、例えば、

『乾象新書』卷三、日赤如血占

晉恭帝元熙元年五月壬辰・癸巳、日赤如血、照地皆赤。至二年六月、禪位于宋、奉帝爲零陵王。

『乾象通鑑』卷三、日赤如血

晉恭帝元熙元年五月壬辰・癸巳、日赤如血流、照地皆赤。甲午又如之。占曰、「君道失明。」至二年六月、禪位

于宋、奉帝爲零陵王。

『乾象新書』卷三、日光四散占

晉恭帝元熙元年五月甲午、日光四散。時天下大亂、君道失明。至二年六月、禪位于宋

『乾象通鑑』卷三、日光四散

晉恭帝元熙元年五月甲子、日光四散。時天下大亂、君道失明。至二年六月、禪位于宋

と見える『乾象新書』と『乾象通鑑』共に別の小篇目に分類される各二條であるが、『晉書』卷十二、天文志中に、

（惠帝）光熙元年五月壬辰・癸巳、日光四散、赤如血流、照地皆赤。甲午又如之。占曰、「君道失明。」

と有り、また『晉書』卷四、孝惠帝紀に、

(光熙元年) 五月、枉矢西南流。范陽國地燃、可以爨。壬辰、祁弘等與刁默戰、默大敗、頤、穎走南山、奔于宛。

弘等所部鮮卑大掠長安、殺二萬餘人。是日、日光四散、赤如血。甲午又如之。

と有り、『宋書』卷三十四、志第二十四、五行志五、皇之不極、日月亂行にさえ、

晉惠帝光熙元年五月癸巳、日散、光流如血、所照皆赤。甲午又如之。占曰、「君道失明。」

と有れば、たとえ帝號・年號の誤りを傳寫に因ると見なしたところで、この「日光四散、赤如血流、照地皆赤」という一事を「日赤如血」「日光四散」の兩事に別けていては、『乾象新書』と『乾象通鑑』共にその編纂時に『晉書』を参照したとは到底考えられまい。『晉書』の校書については、眞宗の咸平三年(一〇〇〇)に命が下り、同五年に校書を終えているが、以後南宋版本に至るまでの事情は未詳である。上記の例からも恐らく元豐校定の際にも『晉書』が参照されなかつたと考え得るが、それはまた、元豐改定時に天文・五行志に限るとはいえ、『漢書』が参照された理由を、直近に『漢書』の校本が神宗へ上奏されていたので司天監の校定者等もそれを看過するを得なかつたため、とする事を可能ともしようか。^(二七)

(一) 拙稿「北宋楊惟德等撰『景祐乾象新書』諸本管見」(『東洋研究』第一九三號、二〇一四年十一月二十五日) 及び「『乾象通鑑』初探」(『東洋研究』第一九九號、二〇一六年一月二十五日) を参照されたい。

(二) 『宋元舊本書經眼録』卷第三、乾象通鑑一百卷、所引孫星衍跋(もしくは復旦大學圖書館所藏『乾象通鑑』孫星衍序)。

此書次序體例、按之『玉海』所載『景祐乾象新書』御製序、大概相同。『乾象新書』爲楊維德等所撰。李季蓋增損以爲己書。

(三)『宋元舊本書經眼録』卷第三、乾象通鑑一百卷、所引「李季進乾象通鑑疏」

於是據經籍諸家之善、考古備已驗之變、復以「景祐新書」海上秘法參列而次第之、著爲成書凡一百卷、目之曰「乾象通鑑」。

(四)『乾象新書』に添えられた銜名の詳細については、注(一)所掲拙稿「北宋楊惟德等撰『景祐乾象新書』諸本管見」注(四十二)を参照されたい。

(五)『宋會要輯稿』卷十八、太史局

元豐元年十二月二十三日、提舉司天監所言、「先被旨、應館閣所藏及私家所有陰陽之書、並錄本校定、置庫收掌。今編成七百一十九卷、乞上殿進呈。」從之。

(六)太陽占を中心とするのは第一に太陽が天子・君主の象徴であるために、古來重要視された記述であり、第二に『乾象新書』では卷三・四に相當し、現存の限り最も若い卷數であり、『乾象通鑑』でも卷三・五に相當し、比較的若い卷數であり、編纂・校定・抄寫を經る際にも他の箇所比べて疎漏が少ない可能性が大きいためである。また、『漢書』を中心とするのは、本論の下文に示した如く、『漢書』に類似する文章が見られる記述でも、『漢書』から直接引用したとは考えられないものや、『前漢紀』に基づくと考えるべき記述が目立ったためであり、『乾象新書』と『乾象通鑑』の編纂・校定時に於ける兩書の取り扱いを確認する意味を持っている。

(七)本稿で用いる『續修四庫全書』所收北京圖書館所藏『乾象通鑑』は明抄本とされるが、「玄」(宋聖祖趙玄朗)や「桓」(宋欽宗趙桓)への缺筆が散見されるため、宋代のテキストの状態を程良く存していると考えられる。一方、宋抄本と目される國家圖書館所藏『乾象新書』には「玄」の缺筆が見られるものの、本論に見た様に「桓」に缺筆や避諱も無く、徽宗朝以前の抄寫と見られることも可能である。また、『乾象新書』卷四「日蝕應驗占」と『乾象通鑑』卷五「日蝕應驗」に記される所謂「春秋三十六日蝕」の内、「隱公三年」の日蝕の一條に『乾象新書』が「上下競而黑」に作る句を、『乾象通鑑』は「上下竟而黑」に作るが、「竟」を「競」に作るのは宋翼宗趙敬(太祖趙匡胤の祖父)への避諱嫌名であり、『宋史』卷一百八、志第六十一、禮十一、吉禮十一、廟諱に、

(高宗紹興)三十二年正月、禮部・太常寺言、「欽宗附廟、翼祖當遷。於正月九日、告遷翼祖皇帝・簡穆皇后神主奉藏於夾室。

所有以後翼祖皇帝諱、依禮不諱。」詔恭依。

(光宗) 紹熙元年四月、詔、「今後臣庶命名、並不許犯祧廟正諱。如名字見有犯祧廟正諱者、並合改易。」

と有るように、紹興三十二年(一一六二)正月より紹熙元年(一一九〇)四月までの大略孝宗朝に相當する時期には翼祖趙敬への避諱が行われなかつた事が分かり、また、「昭公七年」の日蝕の一條に『乾象新書』が「故政不可不慎也」に作る句を、『乾象通鑑』は「故政不可不謹也」に作るが、「慎」を「謹」に作るのは宋孝宗趙昚への避諱嫌名であることから、『續修四庫全書』所收北京圖書館所藏『乾象通鑑』は孝宗期のテキストを祖本にすると考えられる。なお、「昭公二十四年」の日蝕の一條には『乾象通鑑』も「梓愼」に作るが、孝宗朝は避諱政策が緩和された事で知られるため、古人の名には當てなかつたが、傳寫の段階で改められたのであろうか。また、『乾象通鑑』には復旦大學圖書館藏本等数種の異本が有るが、全て卷五に著しい殘缺が有る(同系統のテキスト)であるため、本稿の對象としなかつた。これら『乾象通鑑』の異本の調査には佐々木聰氏の協力を頂戴した。ここに特記して謝意を表すと共に、『乾象通鑑』諸本に對する御研究が上梓される事を切に願うものである。

(八) なお、「新」「辛」兩字に關しては、宋以降に避諱の例無く、音通であるため、その是非を判斷しかねるが、「桓」「垣」に關して、『史記』『漢書』共に「垣」に作るのは宋欽宗趙桓の避諱に係ると判じ得よう。

(九) 「何かしらの書物」として『漢書』武帝紀としないのは、前條の例に據つて『乾象通鑑』編纂時に『漢書』武帝紀を参照したとは考え難いためである。

(十) 現存の『乾象新書』のテキストに誤寫誤脱が有る可能性については、例えば、

『乾象新書』卷三、白虹貫日占

晉成帝咸康二年七月、皆白虹貫日。自後庾氏專政、由后族而貴。蓋亦婦人擅國之義、故頻年白虹貫日。

『乾象通鑑』卷三、白虹貫日

晉成帝咸和九年七月、咸康元年七月、二年七月、皆白虹貫日。後曳氏專政、由后族而貴。蓋亦婦人擅國之義、故頻年如此。と有るのは、『晉書』卷十二、天文志中に、

成帝咸和九年七月、白虹貫日。咸康元年七月、白虹貫日。二年七月、白虹貫日。自後庾氏專政、由后族而貴。蓋亦婦人擅國之義、故類年白虹貫日。

と見える記述に基づくものであるが、『乾象新書』は「咸康二年七月」とのみ記し、「咸和九年七月・咸康元年七月」を記さないために、「皆」や「類年」の文義が通じなくなってしまうている。これはたとえ『乾象新書』編纂時や元豊校定の折に『晉書』を見ておらずとも、文義に由って誤りに気づく可きものである。それが現存の『乾象新書』に於いて上記の様な文章に作られている事は、元豊校定の折に景祐編纂時の文言を積極的に改めることが避けられたか、現存のテキストが「咸和九年七月・咸康元年七月」を脱漏したか、というどちらかの可能性を示すものと考えられる。

(十一) 行末に三字分の空格が有り、「谷水」から提行するため、抄者が文義を理解せずに改行したために生じたただの空白と思われる。

(十二) 『乾象新書』と『乾象通鑑』と共に「隱公三年」の條は『漢書』五行志の文を大いに節略しているため、『漢書』に於いて顔師古の注が附された箇所を含んでいない。また、兩書とも春秋三十六日蝕に含まれない『左傳』の「哀公十四年」の日蝕の一條を記すが、『漢書』に於いてもこの一條には顔師古の注が附されていない。

(十三) 『漢書』の元后傳と成帝紀とで「黃霧四塞」への成帝の對應が異なるが、『資治通鑑』、卷第三十、漢紀二十二、孝成皇帝上之上、建始元年に、

四月、黃霧四塞、詔博問公卿大夫、無有所諱。諫大夫楊興・博士駟勝等、皆以為「陰盛侵陽之氣也。高祖之約、非功臣不侯。今、太后諸弟皆以無功為侯。外戚未曾有也、故天為見異。」於是大將軍鳳懼、上書乞骸骨辭職。上優詔不許。

と見える。

(十四) 但し、『文選』卷三十、鮑照の數詩の「三朝國慶畢」の句に對し、李善は、

『漢書』谷永上書曰「食於三朝之會」……。

と注すが、呂向は、

三朝謂正朝也。歲之朝・月之朝・日之朝、是也。……。

と注し、既に唐代には「三朝」を「正朝」と解する説の有る事が知れる。

(十五)この他に、

『乾象新書』卷十七、熒惑犯心宿占

漢高祖十二年二月、熒惑守心。占曰、「王者惡之。」上擊黥布時、爲流矢所中、疾甚。呂后迎良醫。曰、「可治。」上怒曰、「吾以布衣提三尺劍而取天下。此非天命也。命乃在天、雖扁鵲何益。」上遂不使治。至四月甲辰、帝崩于長樂宮。

『乾象通鑑』卷三十六、熒惑犯心宿

漢高祖十二年二月、熒惑守心。占曰、「王者惡之。」上擊黥布時、爲流矢所中、疾甚。呂后逆迎良醫。曰、「可治。」上怒曰、「吾以布衣提三尺劍而取天下。此非天命也。命乃在天、雖扁鵲何益。」上遂不使治。至四月甲申、帝崩于長樂宮。

と見えるのも、

『漢書』卷二十六、天文志第六

十二年春、熒惑守心。四月、宮車晏駕。

『漢書』卷一下、高帝紀第一下、十二年

上擊布時、爲流矢所中、行道疾。疾甚、呂后迎良醫。醫入見、上問醫。曰、「疾可治。」於是上嬖罵之曰、「吾以布衣提三尺取天下、此非天命乎。命乃在天、雖扁鵲何益。」遂不使治疾、賜黃金五十斤、罷之。……夏四月甲辰、帝崩于長樂宮。

を折衷したと考えるよりは、『前漢紀』卷第四、高祖四、十二年に

春二月、熒惑守心星、占曰王者惡之。立皇子建爲燕王。上擊黥布時、爲流矢所中、疾甚。呂后迎良醫。良醫曰、「可治。」上怒曰、「吾以布衣提三尺取天下。此非天命乎。命乃在天、雖扁鵲何益。」遂不使治。……夏四月甲辰、帝崩于長安宮。

と有るのに基づくと考えるべきであろう。また、漢高祖崩御の日の干支を『漢書』と『前漢紀』共に「甲辰」に作り、『乾象新書』は「甲辰」に、『乾象通鑑』が「甲申」に作るのは、『乾象新書』が元豊校定時に『漢書』の本紀もしくは『前漢紀』を参照した可能性を示すものであるが、他の例を見るにその事實は想定し難く、恐らくは「辰」と「申」の音が近似する事に由る傳寫の訛であ

らう。

(十六)『漢書』及び後述する『晉書』の校書については、尾崎康氏『正史宋元版の研究』(汲古書院、一九八九年一月)を参照した。

(十七)『乾象新書』のこうした状況に反して、『乾象通鑑』には『漢書』天文志に類似の文章が認められる例が散見される。但し本論中にも再三述べた様に『乾象通鑑』の編纂時に『漢書』が参照されたとは考え難く、當然『漢書』天文志も参照されていないであろう事は以下の例を見るにより明らかとなる。

『乾象新書』卷十六、客星犯角宿

漢武帝後元元年六月戊戌、夜客星居角、東南指、可二尺、色白。占曰、「有姦人在宮廷。至二年。」是時、楚王延壽謀反、自殺。明年、霍光兄弟及九卿皆謀反、並伏誅。

『乾象通鑑』卷二十八、客星犯角宿

漢武帝後元元年六月戊戌、夜客星居角、東南指、可三尺、色白。占曰、「有姦人在宮廷。至二年。」是時、楚王延壽反、自殺。明年、霍光兄弟及諸九卿皆謀反、並伏誅。

と見えるのは、本論にも關わる例であるが、兩書共に「武帝後元元年」に作るものの、實は『漢書』卷二十六、天文志第六に、

地節元年正月戊午乙夜、月食熒惑、熒惑在角・亢。占曰、「憂在宮中、非賊而盜也。有内亂、讒臣在旁。」其辛酉、熒惑入氐中。氐、天子之宮、熒惑入之、有賊臣。其六月戊戌甲夜、客星又居左右角間、東南指、長可二尺、色白。占曰、「有姦人在宮廷間。」其丙寅、又有客星見貫索東北、南行、至七月癸酉夜入天市、芒熒東南指、其色白。占曰、「有戮卿。」一曰、「有戮王。期皆一年、遠二年。」是時、楚王延壽謀逆、自殺。四年、故大將軍霍光夫人顯・將軍霍禹・范明友・奉車霍山及諸昆弟賓婚為侍中・諸曹・九卿・郡守皆謀反、咸伏其辜。

と有る様に、宣帝の「地節元年」の故事であるが、『乾象新書』と『乾象通鑑』と共に紀年を誤るだけではなく、「客星犯角」と「客星入天市」の二事の占辭を折衷してしまっている。恐らくは、『乾象新書』の元豐校定時にも餘りの文章の差から大幅な改定を避けられたのではあるまいか。また、『漢書』天文志の同じ箇所に見える「熒惑在角・亢」に關しては、『乾象新書』に類似の文章を

見る事はできないが、『乾象通鑑』は卷三十、熒惑犯亢宿に、

漢地節元年正月、熒惑在亢。占曰、「憂在宮中。非賊而盜也。有内亂、讒臣在旁。」是時、楚王延壽謀逆、自殺。

と紀年を誤らずに引いているものの、そもそも『漢書』天文志は「月食熒惑」が起きた時の熒惑の位置が「在角、亢」だと説いており、記された占辭も「月食熒惑」に係るのであって、『乾象通鑑』の小篇目たる「熒惑犯亢」とは無関係であるため、これもまた『乾象通鑑』編纂時に『漢書』が参照されていない事を裏付ける例であろうし、「月食熒惑」に關しても、『乾象新書』に類似の文章を見る事はできないが、『乾象通鑑』は卷九十五、月蝕五星論に、

漢宣帝地節元年正月戊午乙夜、月食熒惑。(孟康曰、「凡星入月、見月中、為星食月。月奄星、星滅、為月食星。」)占曰、「有死王。期一年。遠二年。」是時、楚王延壽謀逆自殺。

と有つて、『漢書』天文志の説く「客星入天市」の占辭に類似した占辭を記す始末であり、またその直後に、

漢成帝建始四年十一月乙卯、月食鎮星、星不見、時在輿鬼西北八九尺所。占曰、「月食鎮星、流民千里。」河平元年三月、流民入函谷關。

の一條を記すのは年次が轉倒している。更に『乾象通鑑』卷九十六、五星經天論に、

漢天文志曰、昏旦者、陰陽之大分也。南方者、太陽之位、而天地之經也。七曜行至陽位、當天之經、則虧昃留逆而不居焉。此天之常道也。三星經天、二星不經天、三天兩地之道也。

と『漢天文志』と明言して引く一條に至つては、『乾象新書』には該當する文章が無く、『乾象通鑑』編纂時に増益された一條であることは紛れもないが、『漢書』天文志等に類似の文言を確認することはできず、却つて『隋書』卷二十、志第十五、天文志中、七曜に、

昏旦者、陰陽之大分也。南方者、太陽之位、而天地之經也。七曜行至陽位、當天之經、則虧昃留逆而不居焉。此天之常道也。三星經天、二星不經天、三天兩地之道也。

と同文が見えるのであるから、『乾象通鑑』編纂時に『漢書』を参照していない事は最早論を俟つまい。

(十八)『中華再造善本總目提要』(新華書店、二〇一三年七月)三七八〜三八一頁を参照。また先稿は、注(一)所掲「北宋楊惟德等撰『景祐乾象新書』諸本管見」を指す。

(十九)『秘書監志』卷七。なお山田慶兒氏『授時曆の道』(みすず書房、一九八〇年四月)「Ⅲ司天台の活動」を参照されたい。

(二十)本稿は、科学研究費助成事業基盤研究(B)(一般)「前近代東アジアにおける術数文化の形成と伝播・展開に関する学際的研究」(課題番号:15H03466)による研究成果の一部である。